

障がい者が車椅子での乗車を拒否されたり、住居の入居を断られるなど、差別や偏見に基づく事案が発生しています。障がい者が自立し、安心して社会に参加できるためには、障がいへの理解と必要な配慮が不可欠です。

すべての人が障がいの有無に関係なく社会のあらゆる分野で活躍できるように、人格と個性を尊重し、互いに支え合える共生社会の実現をめざして取り組みます。

- 障がいのある人への理解を深める教育・啓発の推進
- 地域生活の支援の充実
- 自立と社会参加の促進
- 障がいのある人の権利擁護の推進
- 障がい者が安心して暮らせる生活環境の整備 など

～障害者差別解消法～(平成28年施行)

平成28年4月1日より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。

全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現をめざします。

この法律では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。令和3年5月に改正され、民間事業者における合理的配慮が、国や地方公共団体と同じように義務となります。

「不当な差別的取扱い」

障がいを理由として正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする行為。

「合理的配慮の不提供」

障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行わないこと。(合理的配慮とは、「車いすの高さに合わせた机を用意する」「手話や筆談などでコミュニケーションをとる」など負担が重すぎない範囲で対応すること。)

共生社会の実現をめざして～ユニバーサルデザインって?～

障がいのある人に使いやすいデザインは、障がいのない人や高齢者にも使いやすい商品であるという発想で生まれたものがユニバーサルデザインです。

今日では、物・施設・サービスなど様々な工夫と配慮がされていて、「すべての人のためのデザイン」といわれています。

【ユニバーサルデザインの例】

例① ペットボトル



胸部の凹みに指がすっぽり収まるので、手が安定して持ちやすくなっています

例② バリアフリートイレ



手すり、ベビーシートも装備され「どなたでもご利用ください」の表示があります

例③ 自動販売機



低い位置にコイン投入口や購入ボタン等を設置し、障がい者の方や子どもも購入しやすくなっています

障がいのある人にかかわるマーク



障がい者のための国際シンボルマーク



視覚障がい者のための国際シンボルマーク



身体障がい者標識(車に表示するマーク)



聴覚障がい者標識(車に表示するマーク)



外見で分かりにくい聴覚障がいを示すマーク(耳マーク)



様々な施設等での身体障がい者補助犬同伴の受入れを啓発するマーク(ほじょ犬マーク)



人工肛門・人工膀胱を使用している人のための設備があるトイレを表すマーク(オストメイトマーク)



外見ではわかりにくく、様々な誤解を受けやすい内部障がい・内臓疾患のある人を表すマーク(ハート・プラスマーク)



内部障がいや妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを知らせることができるマーク(ヘルプマーク)



耳が聞こえない人、外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求める時に提示したり、筆談による対応ができるところが掲示できるマーク

●ご相談
●お問い合わせ先

中津市障がい者等基幹相談支援センター
〒871-0021 中津市沖代町1-1-11
(中津市教育福祉センター内)

☎0979-26-1555(月曜日～金曜日8:30～17:00)
※土・日・祝・年末年始12月29日～1月3日はお休みです
(虐待専用)☎0979-26-1226 24時間365日対応

中津市役所 福祉支援課 障害福祉係 ☎0979-62-9802 (平日8:30～17:15)